昭和47年4月1日

規則第34号

(供用時間及び休業日)

第1条 産業観光施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

(昭49規則32・平6規則45・一部改正)

(設備・器具使用料)

第2条 別表第2の左欄に定める設備・器具を使用したときの使用料の額は、同表の右欄に 定める額とする。

(平6規則45・追加、平10規則17・一部改正、平18規則9・旧第3条繰上)

(駐車場使用料)

第3条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第6号。 以下「条例」という。)別表第2の農事センターの駐車場の使用料に係る規則で定める額は、 別表第3のとおりとする。

(平16規則101・追加、平18規則9・旧第3条の2繰上、平20規則50・一部改正)

(設備・器具の利用料金)

第4条 条例別表第3の産業技術保存継承センター、展示場、関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、門司港レトロ観光物産館及び旧古河鉱業若松ビルの設備・器具の利用料金に係る規則で定める額は、別表第4のとおりとする。

(平17規則26・追加、平17条例93・一部改正、平18規則9・旧第3条の3繰上・一部改正、平19規則12・一部改正、平20規則50・旧第3条の2繰下・一部改正)

(駐車場の利用料金)

第5条 条例別表第3の展示場の駐車場の利用料金に係る規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(平20規則50·追加)

(利用料金の額の承認の告示)

第6条 市長は、条例第6条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平12規則64・追加、平16規則101・一部改正、平20規則50・旧第4条繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする産業観光施設の概要等の公表)

第7条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする産業観光施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第9条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(平15規則99・追加、平20規則50・旧第5条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第8条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平15規則99・追加、平20規則50・旧第6条繰下、平20規則62・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第9条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平12規則64・追加、平15規則99・旧第5条繰下・一部改正、平18規則9・一部改正、平20 規則50・旧第7条繰下)

(指定管理者の事業報告)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する産業観光施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平15規則99・追加、平20規則50・旧第8条繰下)

## (雑則)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

(昭50規則102・旧第6条繰上、昭55規則16・旧第5条繰上、平6規則45・旧第3条繰下、平12 規則64・旧第4条繰下、平15規則99・旧第6条繰下、平20規則50・旧第9条繰下)

付 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第1(第1条関係)

産業観光施設の	供用時間	休業日	備考
種類			
商工貿易会館	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	

## 備考

- 1 市長が特に必要があると認めるときは、休業日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

- 3 展示場の駐車場の入出庫時間は、午前7時30分から午後12時までとする。
- 4 関門海峡ミュージアムの駐車場、門司港レトロ駐車場及び門司麦酒煉瓦館の駐車場の大型自動車及び中型自動車の入出庫時間は、午前9時から午後6時までとする。
- 5 大型自動車とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する大型 自動車をいい、中型自動車とは、同条に規定する中型自動車をいう。